

6 貸付制度

生活福祉資金の貸付

※下記は制度の概略です。詳しくは下記窓口にお問い合わせ下さい。

次のような各種資金の貸付制度があります。

(身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・精神障がい者世帯)

貸付対象経費	貸付上限額	償還期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6カ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年
障がい者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及び期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは 1,700,000円 1年を超え1年6カ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 2,300,000円	5年
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは 1,700,000円 1年を超え1年6カ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 2,300,000円	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円	3年
住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	3年
緊急小口資金 (緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の資金)	100,000円	12か月以内

○窓 口 安曇野市社会福祉協議会(まいさぼ安曇野) TEL88-8707 FAX88-8303